

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業
入札説明書 新旧対照表

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
1	8	2	14	4						使用料等の負担	本市は、事業者から本事業に係る建物及び土地の使用料は徴収しないものとする。 ただし、自主事業に係る目的外使用における使用料等は徴収するものとし、現時点では以下のとおり想定する。(市内公共施設における参考値) 使用料等は久喜市行政財産の使用料に関する条例(平成22年久喜市条例第67号)に基づいて設定する。ただし、実際の使用料については、当該時点の使用料をもって決定する。 ・余熱利用施設 月額賃料(使用料)=1,500(円/㎡・月)程度×自主事業実施面積 ・公園 月額賃料(使用料)= 100(円/㎡・月)程度×自主事業実施面積	本市は、事業者から本事業に係る建物及び土地の使用料は徴収しないものとする。 ただし、自主事業に係る目的外使用における使用料等は徴収するものとし、現時点では以下のとおり想定する。(市内公共施設における参考値) 使用料等は久喜市行政財産の使用料に関する条例(平成22年久喜市条例第67号)に基づいて設定する。ただし、実際の使用料については、当該時点の使用料をもって決定する。 ・余熱利用施設 月額賃料(使用料)=1,500(円/㎡・月)(消費税及び地方消費税相当額を含む。)程度×自主事業実施面積 ・公園 月額賃料(使用料)= 100(円/㎡・月)(消費税及び地方消費税相当額を含む。)程度×自主事業実施面積
2	20	5	2	11						プレゼンテーション及びヒアリングの実施	11. ヒアリング等の実施 本市は、入札参加者に対し、令和5年11月中旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、代表企業に別途連絡する。	11. プレゼンテーション及びヒアリングの実施 本市は、入札参加者に対し、令和5年11月中旬に提案書の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。詳細については、代表企業に別途連絡する。
3	28	7	5		(2)					※3	※3: 国土交通省都市局公園緑地・景観課のホームページ「公園とみどり」に「補助対象施設」として表記されているもの (https://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/hojo/hojo/taishou.html)	※3: 国土交通省都市局公園緑地・景観課のホームページ「公園とみどり」に「補助対象施設」として表記されているもの (https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000140.html)
追1	13	3	2	3						工事監理業務を行う者	3. 工事監理業務を行う者 工事監理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す(1)及び(2)の要件については、全ての企業が満たし、(3)の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。 (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。 (2) 電子調達サービスにおいて久喜市競争入札参加資格者名簿(設計・調査・測量業務)に登録があること。 (3) 平成15年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、25㎡以上の屋内温水プール施設の工事監理実績、並びに延べ床面積3,000㎡以上の公共施設の工事監理実績を有していること。	3. 工事監理業務を行う者 工事監理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す(1)の要件については、余熱利用施設の工事監理業務を担う全ての企業が満たし、(2)の要件については、公園の工事監理業務を担う全ての企業が満たし、(3)の要件については、全ての企業が満たし、(4)の要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。 (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。 (2) 建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定に基づく建設コンサルタント登録を受けた者又は(1)の要件を満たす者であること。 (3) 電子調達サービスにおいて久喜市競争入札参加資格者名簿(設計・調査・測量業務)に登録があること。 (4) 平成15年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、25㎡以上の屋内温水プール施設の工事監理実績、並びに延べ床面積3,000㎡以上の公共施設の工事監理実績を有していること。